

山形県中学校長会 部活動に関する申し合わせ事項
—— 保護者の皆さんへ ——

平成31年4月
山形県中学校長会

1 部活動実施にあたっての申し合わせ事項

(平成20年度4月から実施 → 23年2月 一部訂正)

- | |
|--|
| (1) 毎週日曜日は、部活動休止日とする
(2) 日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とする |
|--|

※ 諸般の事情で、やむを得ず連続した土～日曜日を休止日にできない場合は、直近の授業日を部活動休止日とする。

2 申し合わせに際しての考え方

部活動は、中学校の教育課程に位置づけられた教育活動であります。また、生徒にとっては中学校生活に占める割合は大きく、また学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、人格形成や健やかな心身の成長に大きく貢献しており、学校教育の一環としての教育的意義も大きいものがあります。本県においてもそうした観点から部活動を積極的に推進してきましたし、今後とも、さらによりよい姿を求めながら推進が図られるべきものと考えております。

しかし、勝敗を決する大会等を目標に活動する面も大きいことから、ややもすれば過度な活動が行われることもあり、生徒の健全な発達に支障をきたす側面があることは見逃せません。

そこで、山形県中学校長会は平成13年度に部活動の健全な推進に向けた「申し合わせ」を行い、適正な運営が行われるよう努めてまいりました。今回、近年の実状を考慮し、その申し合わせが一層有効に機能するように、再度上記の通り整理し、全県的に確認していくこととしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の原則をもとに上記の申し合わせ事項として整理し直した趣旨を十分ご理解いただき、適正な部活動が行われ、生徒たちが充実した中学校生活を送れますよう、今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

— 原則 —

- | |
|--|
| (1) 学校週5日制の趣旨を再確認して行います。
・ 山形県教育委員会が学校週5日制実施上の原則として打ち出した「部活動は月から金までの間で行うものとする」を基本として行います。
・ 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行います。
(2) 学習指導要領の「生徒の人間として調和のとれた育成」「生徒に生きる力をはぐくむこと」という趣旨に添って行います。
(3) 生徒の心身面での健康維持・管理に十分配慮して行います。
(4) 生徒のバランスのとれた健全な生活のリズムが確立されるよう配慮しながら行います。 |
|--|

3 補足事項

- | |
|--|
| (1) 学校間で練習試合を組む場合は、土曜日に設定することを原則とします。
(2) 上記申し合わせ事項は、各学校の部活動において徹底を図るとともに、各競技団体や社会教育団体等にも周知を図り、ご協力をお願いしていきます。 |
|--|

4 保護者の皆様へのお願い

- | |
|--|
| ◇ 保護者の皆様には、部活動運営上、大変お世話になっております。保護者会が設置されている部にあつては、なお、保護者会の目的が支援・協力・応援にあることを改めてご確認いただき、保護者会が単独で練習会を主催したり、直接生徒の指導にあたりたりすることのないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
◇ 併せて、中学校の部活動が中学生の自主的、自発的活動の一環としての活動であり、「スポーツ少年団」活動とは目的・性格が異なることもご理解くださるようお願いいたします。 |
|--|